

金沢市介護保険施設等監査要綱

(平成13年2月1日決裁)

改正 平成18年4月1日決裁

平成19年4月1日決裁

平成24年4月1日決裁

平成26年1月15日決裁

平成29年4月1日決裁

平成30年3月30日決裁

令和4年5月25日決裁

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 監査（第2条－第10条）

第3章 業務管理体制の検査（第11条－第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、次の表の左欄に掲げる者（以下「介護保険施設等」という。）に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる法律の規定により行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査（以下「監査」という。）について基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ること並びに介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定に基づき、同法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の業務管理体制の整備に関する検査（以下「業務管理体制の検査」という。）について基本的事項を定めることにより、業務管理体制の適正な整備と運用を図ることを目的とする。

指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者	法第76条、第76条の2及び第77条
指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者	法第78条の7、第78条の9及び第78条の10
指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者	法第83条、第83条の2及び第84条
指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくはこれらの者であった者	法第90条、第91条の2及び第92条
介護老人保健施設の開設者又は介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者	法第100条、第103条及び第104条
介護医療院の開設者又は介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者	法第114条の2、第114条の5及び第114条の6
指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者及び同条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者であった者並びにこれらの従業者を含む。）	法第115条の7、第115条の8及び第115条の9
指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者	法第115条の17、第115条の18及び第115条の19
指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者	法第115条の27、第115条の28及び第115条の29
指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正す	平成18年旧介護保険法第

る法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者若しくは医師その他の従業者若しくはこれらの者であった者

112条、第113条の2及び第114条

第2章 監査

（監査の方針）

第2条 監査は、次に掲げる場合において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

- (1) 介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、本市の条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段により指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 介護給付等対象サービスの利用者、入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

（監査の対象となる介護保険施設等の選定の基準）

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、前条第1号から第3号までに該当すること（以下「指定基準違反等」という。）又は同条第4号に該当すること（以下「人格尊重義務違反」という。）の確認について必要があると認める場合に、立入検査等により行

う。

(1) 運営指導における情報（法第23条により指導を行った市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた指定基準違反等及び人格尊重義務違反（これらの疑いがある場合を含む。）をいう。以下同じ。）

(2) 要確認情報（次に掲げるものをいう。以下同じ。）

ア 通報、苦情、相談等による情報

イ 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定したという情報又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）又は地域包括支援センターに寄せられる苦情

エ 連合会又は保険者からの通報による情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等の情報

カ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

（監査の方法等）

第4条 監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条による運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可とする。）

(5) 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 監査の実施に当たっては、関係する保険者及び監査の対象が次に掲げる者である場合は、事前に当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(1) 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）

(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者

3 指定等の権限が都道府県又は他の市町村（以下「他の自治体」という。）にある介護保険施設等（以下「他の自治体の指定介護保険施設等」という。）について、立入検査等を行う場合は、事前にその旨を当該他の自治体に対し情報提供し、連携を図るものとする。

4 他の自治体の指定介護保険施設等の実地検査等において、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の事実が確認された場合は、文書により当該他の自治体に通知する。

5 前項の通知をした他の自治体の指定介護保険施設等については、第6条から第9条までの措置は、行わない。

6 次に掲げる者に対し第6条から第9条までの規定による措置を行う場合には、事前に石川県知事に情報提供を行うものとする。

(1) 指定地域密着型サービス事業者等

(2) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又はこれらの者であった者

（監査の検査結果の通知等）

第5条 監査の結果、次条に規定する勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

2 前項の規定により通知した事項については、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて文書による報告を求める。

（勧告）

第6条 介護保険施設等に法第76条の2第1項各号、第78条の9第1項各号、第83条の2第1項各号、第91条の2第1項各号、第103条第1項各号、第114条の5第1項各号、第115条の8第1項各号、第115条の18第1項各号及び第115条の28第1項各号並びに平成18年旧介護保険法第113条の2第1項各号のいずれかに該当する事実が確認された場合は、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告を行った場合は、介護保険施設等に対し、期限内に文書による報告を求める。

3 介護保険施設等が期限内に第1項の勧告に従わなかったときは、その旨を公表するこ

とができる。

(命令)

第7条 介護保険施設等が正当な理由がなく前条第1項に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 前項の命令を行った場合は、介護保険施設等に対し、期限内に文書による報告を求める。

3 第1項の命令をした場合においては、その旨を公示する。

(設備の使用制限等)

第7条の2 介護老人保健施設又は介護医療院が、療養室等の設備若しくは条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めてその全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて修繕若しくは改築を命ずることができる。

(管理者の変更命令)

第7条の3 介護老人保健施設又は介護医療院の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(指定等の取消し等)

第8条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該介護保険施設等に係る指定等を取り消し、又は期間を定めてその指定等の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定等の取消し等」という。）ができる。

(聴聞等)

第9条 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定等の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第10条 取消処分等(命令を除く。)を行った場合で、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けているときは、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第3章 業務管理体制の検査

(業務管理体制の検査の実施原則)

第11条 業務管理体制の検査(以下この章において「検査」という。)は、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知)の定めるところを原則とし、次条以下の方針等を基に実施するものとする。

(業務管理体制の検査の方針)

第12条 検査は、事業者による業務管理体制の整備状況を検証し、問題点が確認された場合においては、事業者の認識と事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

(業務管理体制の検査の対象)

第13条 検査は、全ての指定事業所及び指定等に係る施設が本市に所在する事業者(以下「対象事業者」という。)を対象とする。

(業務管理体制の検査の種類)

第14条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

(一般検査の実施方法等)

第15条 一般検査は、業務管理体制の届出内容を確認するために、書面検査(文書の提出を求めることにより行う検査をいう。以下同じ。)により概ね6年に1回実施するものとする。

2 前項の書面検査により確認した内容に不備が認められた場合は、対象事業者に対して口頭又は書面による方法により、改善を求めるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、対象事業者又はその従業者に出頭を求めるものとする。

3 前項の規定により改善を求めてもなお改善が見込まれない場合には、対象事業者の当

該指定に係る事業所、施設、事務所その他の介護給付等対象サービスに関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査」という。）により当該内容を確認するものとする。

（特別検査の実施方法等）

第16条 特別検査は、第8条に規定する指定等の取消し等の処分に相当する事案が発生した場合に、対象事業者の組織的関与の有無を検証するために、立入検査により実施するものとする。

（業務管理体制の検査の実施通知等）

第17条 検査の実施に当たっては、対象事業者に対し、あらかじめ必要な事項を文書により通知する。ただし、立入検査を実施する場合には、実効性ある実態把握の観点から、市長が必要と認める場合は文書による通知を行わず、立入時に速やかに必要な事項を告知する。

（業務管理体制の検査に関する勧告）

第18条 市長は、対象事業者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の39の規定に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、当該対象事業者等に対し、期限を定めて、文書により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 前項に定める他、検査に関する勧告については、第6条第2項及び第3項を準用する。

（特別な処置）

第19条 一般検査において、対象事業者が次条において準用する第7条の規定による命令に違反したときは、当該対象事業者に対して立入検査を行い、業務管理体制の整備状況を検証する。ただし、対象事業者の本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

（準用）

第20条 第5条及び第7条の規定は、検査の結果の通知及び検査に関する命令について準用する。この場合において、第5条第1項中「次条」とあるのは「第18条」と、「監査」とあるのは「検査」と、同条第2項、第7条第1項及び第2項中「介護保険施設等」とあるのは「対象事業者」と、第7条第1項中「前条」とあるのは「第18条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(関係機関との連携)

第21条 監査及び業務管理体制の検査を行うに当たっては、必要に応じ関係機関との連携を図るものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成30年 3月30日決裁)

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。